

NEWS *Club* O.A

第22号

出産手当金と育児休業給付金の違い

社会保険労務士事務所
ならいメンタルヘルスオフィス
代表 奈良井友彦



2024年11月14日発行

出産に関する給付金には、健康保険から支給される「出産手当金」と、育児休業を取得した場合に雇用保険から支給される「育児休業給付金」があります。育児休業は出産日から1年間、最長2年間（24カ月）まで取得可能です。

【出産手当金と育児休業給付金の違い】

◆出産手当金

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）および産後8週間の間に会社を休んでいれば、理由を問わず支給されます。

◆育児休業給付金

育児を理由に仕事を休んでいる場合に支給されます。

【産前休業と産後休業の違い】

◆産前休業

産前休業の取得は任意です。

◆産後休業

出産後8週間のうち6週間は必ず産後休業を取る必要があります。

【第1子の育児休業中に第2子の産前休業が重なる場合の注意点】

◆産前

- ・産前休業届を出さない場合

第1子の育児休業中として扱われるため、育児休業給付金と出産手当金（休業の理由は問われない）の同時受給が可能です。

- ・産前休業届を出した場合

産前休業として扱われ、育児による休業とはならないため、育児休業給付金は受給できず出産手当金のみの受給となります。

◆産後

産後休業は強制的に取得するため、育児による休業とはならず、出産手当金だけが支給されます。

第2子の産後8週間が終了した後に、第2子の育児休業に入ると、その期間は育児休業給付金の受給対象となります。

届出の出し方1つで併給が出来なくなるので、第1子の育児休業と第2子の産前休業が重なる場合は注意が必要です。

★奈良井先生に関する情報

FacebookまたはYoutubeから直接相談が可能です。

<https://www.facebook.com/narai.office/>

【facebook】



<https://www.youtube.com/@user-hg7ks1fm7u>

【Youtube】

